

令和8年3月16日（月曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席委員

井上太良、塚本進介、白井義一、川島淳良、
駒田かすみ、蔭山敏明、石見和之、松岡廣幸、
高見千咲

再会

9時56分

上下水道局

9時56分

令和7年第3回定例会の委員長報告に対する回答

・子育て部分休業に関して、育児期の職員の家庭と仕事を両立する柔軟な働き方を実現するために当該職員の業務、職場の状況等を把握しながら、適正に制度を運用されたいことについて

職員から当該休業の取得の相談や申出があった際には、当該職員の状況に十分配慮するとともに、職場全体で協力し、円滑な業務調整を行うよう周知徹底を図っている。

現時点で、拡充された子育て部分休業を取得した職員はいないが、今後、取得を希望する職員が出た際には、業務に支障が生じることのないよう適切に対応していく。

付託議案説明

- ・議案第36号 姫路市下水道条例の一部を改正する条例について
- ・議案第37号 姫路市給水条例の一部を改正する条例について
- ・議案第38号 姫路市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- ・議案第39号 姫路市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・ウォーターPPPの進捗について
- ・大塩ポンプ場の工事完了遅延について
- ・上下水道局組織改正の概要について

質問

10時15分

（質問）

議案第36号から議案第39号までの上下水道局の所管に属する条例の一部を改正する条例について、本市では、山崎断層帯地震等が想定されるが、このたびの改正でどのような影響があるのか。

（答弁）

令和6年能登半島地震（以下、「能登半島地震」という。）の事例では、上下水道の本管が復旧した後も宅内配管工事を担う工事業者の不足等により個人宅の宅内配管の復旧が滞り、水道や下水道を利用できない状況が長期化したことが報告されている。

今回の改正により大規模災害発生時に、他自治体で指定を受けた事業者であっても、本市が認めれば、姫路市内における宅内配管工事の復旧業務に従事できることになる。

これにより、本管の復旧が完了しているにもかかわらず、宅内配管が使用できないといった事態の軽減が期待できる。

（要望）

有事の際には、的確かつ迅速な対応が必要となることから平時に想定される課題を十分検討し、しっかり対応してもらいたい。

（質問）

国は人口減少地域の下水道を廃止し、各家庭の浄化槽による個別処理に転換できるようにするため、下水道法などの改正案を提出し、2026年内の施行を見込んでいるようである。

このような情勢に鑑み、集落排水やコミュニティ・プラントの在り方を見直す必要があると考えるが、本市としてはどのように考えているのか。

（答弁）

姫路市は面積が広く、集落排水やコミュニティ・プラントが多数存在することから、人口減少社会に対応した事業体系の見直しが必要となる。

このたびの条例改正には、安富町のコミュニティ・プラントを含めているが、ほかにも20か所程度の集落排水施設が存在している。

今後は、人口動向を注視しつつ、総合的な事業見直しや浄化槽への転換等について、環境部局とも連携して検討していきたいと考えている。

（要望）

非常に大きな問題であり、不安を抱く住民も多いと考えている。関係部署で連携し、住民が安心して生活できるようしっかり取り組まれない。

（質問）

このたびの国からの通知は、能登半島地震から2年

が経過しており、対応が遅いのではないかと考えるがどうか。

(答弁)

国からの通知は令和7年2月に発出され、県内では、令和7年6月にたつの市及び赤穂市が条例改正を行い、令和8年3月の議会で対応を進めている自治体としては神戸市と西宮市がある。

県外では、令和7年9月に京都市、東京都、川崎市が改正を行い、同年12月には横浜市や名古屋市が改正するなど、各自治体が条例改正を進めている状況であり、条例改正後の運用方法は、まだ検討段階の自治体も多いと聞いている。

本市はやや対応が遅れた面はあるものの、このたびの条例改正により、受入体制を整備し、災害時に市民の生活が滞ることのないよう適切に対応していきたい。

(質問)

災害協定で各種団体や組合と連携しているが、支援が本管の復旧にとどまり、最終的に市民の生活復興につながっていないのであれば、協定の実効性が乏しいと感じるがどうか。

(答弁)

災害発生時には、日本水道協会等を通じて全国の自治体等からの応援を受ける体制となっている。

災害時においては、速やかな応急給水の確保が極めて重要であり、災害協定の大きな利点は、全国から給水車の派遣等による応急給水活動が迅速に展開できる点である。

(要望)

災害協定を結んでいても、平時から交流が乏しく、災害時に面識のない者ばかりが集まった場合、行政の指示がなければ、十分に機能できないおそれがある。

また、本市には複数の大きな河川が流れ、河川橋梁の損壊によっては、地域が分断されるおそれがあるため、東西の連携にとどまらず広域的な連携が不可欠である。このたびの条例改正を契機として、自治体や関係団体とのネットワーク構築や連携強化に積極的に取り組まれない。

(質問)

人口減少や災害リスクの観点から、上下水道に係る設備は集約するよりも分散しておいたほうが危機管

理上は望ましいのではないかとと思うがどうか。

(答弁)

これまでは効率性等の観点から集約化を進めてきたが、近年の災害リスクや人口動態を踏まえ、設備の分散化や幹線の二重化といった考え方も大切と認識している。国の動向を注視しつつ、状況に応じて柔軟に対応していきたい。

(質問)

大塩ポンプ場の工事完了遅延について、日本下水道事業団との協定に基づく措置を検討するとのことであるが、故障機器を回収し、分解・修理するのは相当の費用がかかるはずである。他に影響が考えられる点や、具体的な処置の検討状況を説明してもらいたい。

(答弁)

現段階では、水中軸受けなどの損傷を想定しているが、正確な原因は工場に持ち帰り、分解・精査しないと判明しない。原因究明に相当の時間を要するため、現時点では復旧までの期間は見通せない状況である。

協定期間は令和8年6月までであり、その期間内に修理が完了すれば追加の対応は不要となるが、修理期間が未確定であることや降雨期の影響を懸念し、原因特定と並行して対応を検討していく。

(質問)

市の費用負担が増えることはないか。

(答弁)

現時点では、原因は業者側にあると判断しており、市の費用負担は発生しないものと考えている。

(質問)

ウォーターPPPの進捗について、本市周辺では、どのくらいの業者が入札に参加できるようになるのか。

(答弁)

現在、予算化の検討段階にあり、今後、要求水準書等を作成する予定である。

要求水準書は地元業者が参加しやすい内容となるよう作成を進め、最終的に何社が入札に参加するかは、その内容が決定してからとなるが、令和7年3月に開催した説明会には、約50社が参加しており、一定の関心が寄せられている。

入札は、単独企業の参加ではなく、代表企業を選定し、その下で設備業者、清掃会社、設計会社等が参画

する複数企業体制を想定しており、地元業者を優先的に組み込む仕組みも検討している。

(要望)

新たな取組であるので、しっかりと取り組まれたい。

(質問)

市内業者を使用するものの、実態は市外業者というケースも一部で見受けられる。契約課においては、市内業者の優先発注を推進していることから、要求水準書には市内業者の参画を盛り込んでもらいたいがどうか。

(答弁)

今後作成するものであるもので、当委員会にしっかりと報告した上で、詳細を決定していきたい。

(質問)

突発的な修繕工事が発生した際の管工事組合の待機当番について説明してもらいたい。

(答弁)

待機当番は、市のホームページで募集を行い、希望する業者が修理業務を行っている。

(質問)

待機中に修繕が発生した場合の費用は支払われるが、待機している間の待機手当が支払われていないのは、なぜなのか。

(答弁)

全国的に待機手当を支給する自治体と支給しない自治体が混在し、本市ではこれまで待機手当を支給してこなかった。

その理由としては、待機中の業者に対して厳格な行動制約を設けていないためである。自宅待機等であっても電話連絡ができればよく、夜間の連絡件数も年間数件にとどまっているため、待機手当を支給しない形での運用としてきた。

しかしながら、現在は、全国の動向を踏まえ、管工事組合を中心に待機手当を支給する方向で協議を進めている。

(質問)

本市においても働き方改革が進められている中、待機手当を支払っていない現状は、時代に即しているかの問題がある。

さらに、自宅待機で電話がつながればよいという曖昧な運用では、深い眠りで着信に気づかないなどのリ

スクがあると思うがどうか。

(答弁)

現在、管工事組合を中心に協議し、待機手当を支払う方向で調整を進めている。

待機手当を支給する場合、待機する人数、場所等の具体的な運用ルールを明確にする必要があり、引き続き協議を進めていきたい。

(要望)

市民の安全・安心を確保するための必要経費であり、早期に制度化されるよう要望する。

(質問)

突発的に対応しなければならない漏水件数はどの程度なのか。

(答弁)

平日・昼間を含めた年間の漏水件数は、おおむね500件程度である。

その大半は、個人宅の給水管に起因するものであり、上下水道局が管理する水道本管において、突発的に対応しなければならない件数は、年間20件程度である。

なお、待機担当者が深夜に対応した件数は、令和7年度で5件程度である。

(要望)

待機手当が出てない点が問題であるため改善すべきである。

一方、待機担当者が深夜に対応したものは5件程度とのことであり、待機手当は実態に合ったものとなるよう精査されたい。

(質問)

上下水道局組織改正の概要について、下水道整備課を廃止し、下水道整備一課と下水道整備二課を新設するとのことであるが、その人員はどこから補充するのか。

(答弁)

組織改正に伴う人事はまだ決定しておらず、人員の増減は把握していない。

しかしながら、仕事内容を移管し、一体的で効率的な業務内容とすることで、現在の人員体制でも対応できると考えている。

(質問)

事務処理だけでは完結せず、現場作業を要する場合もある。

適切な人員補充がなければ、本来予定していた工期の延長や、発注件数が減少するおそれがあり、市民に不利益が生じる可能性があると思うが、上下水道局としてどのように考えているのか。

(答弁)

施設老朽化や大規模イベント対応など、他部局においても業務量が増加しており、特定の局を優先した増員は難しいと考える。

しかしながら、上下水道は市民生活のライフラインであることから、安定的かつ効率的な事業運営に向けた組織改正に加え、人員の増員についても人事当局へしっかりと要望していきたいと考えている。

(要望)

市民生活を支える大切なライフラインである上下水道をしっかりと支えてもらいたい。

(質問)

悪質な水道修理業者の問題について、休日や夜間の水道管等の水漏れ時に、インターネットで調べた業者に修理依頼し高額な請求をされるといふ相談を時々受ける。上下水道局の見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

休日や夜間に発生した水道等のトラブルについて、市に問合せがあれば、市の管理範囲の漏水であれば市が対応し、宅内に起因する場合は夜間休日受付窓口を通じて管工事組合を紹介する体制を整えている。

(質問)

休日でも24時間対応してもらえるのか。

(答弁)

そのとおりである。

これまでは主にホームページで案内してきたが、令和8年度からは自治会活動便利帳にも緊急連絡先を掲載する予定である。

(要望)

緊急時に対応を急ぐ市民が悪質業者に付け込まれることがないように、本市ホームページの掲載方法の工夫をはじめ、上下水道局の夜間休日受付窓口の分かりやすい周知に努められたい。

(質問)

姫路市LINE公式アカウントの道路不具合等通報・報告システムのように上下水道に関する問合せはできないのか。

(答弁)

同アカウントにおいて、道路等と同様に上下水道の不具合についても報告できるようになっている。

(要望)

システムがあっても、市民に利用されなければ意味がないので、広く周知してもらいたい。

(質問)

マンホールカードは現在どこで配布しているのか。

(答弁)

下水道管理センターで配布していた時期もあったが、現在は姫路駅前の観光案内所で配布している。

なお、配布しているマンホールカードは、姫路城デザインの種類である。

(質問)

どの程度の経費を要しているのか。

(答弁)

令和8年度の予算額は34万6,500円である。

令和6年度決算額は22万2,926円であり、印刷経費のみを計上している

(質問)

姫路観光コンベンションビューローの補助事業として、株式会社JT Bが主催したデザインマンホールを巡るスタンプラリーのイベントが実施されたが、マンホールが有効に活用されていないと感じた。

上下水道局としてどのように連携していたのか。

(答弁)

株式会社JT Bから問合せがあり、本市が発行しているマンホールカードの使用を許諾した経緯がある。

その他の協力要請としては観光部局から相談を受けたが、展示用マンホールは、本来の下水道設備とは性格が異なるため、可能な範囲で協力するという対応であった。

マンホールカードやデザインマンホールは、下水道の重要性を市民に理解してもらうことを目的に開始したものであり、今後も協力が可能な点は積極的に協力し、下水道の重要性を訴える機会があれば連携して取り組んでいきたい。

(質問)

ガンダムマンホールのマンホールカードについて、現在はどのような状況なのか。

(答弁)

現時点で観光部局と詳細な協議は行っていない。

今後、地元からの要望等があれば、市として検討したいとは考えているものの、他都市においては、当該カードが転売されるなど本来の目的から逸脱した事例がある。

上下水道局としては、マンホールカードやデザインマンホールは、観光目的ではなく下水道の重要性を市民に周知することを主目的としており、本来の役割を踏まえた上で協力していきたい。

(質問)

姫路城をデザインしたマンホールのうち汚れているものがある。PRに使う以上は、きれいな状態を保ってもらいたいどうか。

(答弁)

マンホールは踏まれることが前提であり、常にきれいな状態を保つのは困難ではあるが、塗装が剥がれているものは補修や交換の方向で検討している。

(要望)

下水道の重要性をPRする機会は多くないため、機会を捉えて効果的に実施してもらいたい。

上下水道局終了

11時16分

【予算決算委員会建設分科会（上下水道局）の審査】

意見取りまとめ

11時50分

(1) 付託議案審査について

・議案第33号～議案39号及び議案第44号、以上8件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

(2) 陳情報告について

・陳情第32号について報告

(3) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

11時55分

閉会

11時55分

【予算決算委員会建設分科会の意見取りまとめ】